

## ○松阪市竹粉碎機貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松阪市における住民活動（第4条に規定する活動に限る。）に対して支援を行うため、松阪市の所有する竹粉碎機を貸し出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出機械)

第2条 貸し出すことのできる竹粉碎機及び物品並びに保管場所は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 竹粉碎機を貸し出す対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自治会
- (2) 住民自治協議会
- (3) 地域において公共又は公益を目的に活動する市民団体及びNPO団体（他の補助金等交付団体を除く。）

(使用できる活動の種類)

第4条 竹粉碎機の貸出しの用途は、市内の放置竹林の拡大抑制並びに森林の整備及び保全を推進する活動を行うものに限り許可する。

(貸出及び返却時間)

第5条 竹粉碎機の貸出及び返却時間は、火曜日から日曜日までの午前9時から午後4時までの間とする。（年末年始休暇及び祝祭日の翌日を除く。）

(申請及び許可)

第6条 竹粉碎機の貸出を受けようとする者は、貸出を希望する日の1週間前までに林業・西部農水振興課に電話予約を行わなければならない。

2 申請者は、前項の予約を行った後、貸出日までに松阪市竹粉碎機使用許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。（貸出時でも可能。）

3 市長は、竹粉碎機の適正な管理上必要と認めるときは、貸出条件を付すことができる。

(使用団体の責務)

第7条 竹粉碎機を使用する団体（以下「使用団体」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 竹粉碎機の貸出期間は、貸出日を含め1週間以内とする。
- (2) 市内の土地又は施設等の維持管理その他の活動で発生した竹等（直径120ミリメートル以内のものに限る。）に限り、使用すること。
- (3) 粉碎後の竹等については、市内の一般廃棄物としてごみ集積所及び市内清掃工場等へ排出しないこと。
- (4) 貸出期間中は、竹粉碎機が盗難及び雨等による被害を避けるため、適正に管理すること。
- (5) 竹粉碎機の運搬は、使用団体が責任を持って行うこと。
- (6) 竹粉碎機の稼働に要する一切の費用は、使用団体の負担とすること。
- (7) 竹粉碎機の使用中に異常を感知したときは、直ちに使用を中止すること。

(貸出料)

第8条 竹粉碎機の貸出料は、無料とする。

(貸出の取消等)

第9条 市長は、貸出の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がこの要領の規定又は貸出条件に違反するおそれがあると認めるときは、貸出を取り消すことができる。また、既に貸出をしているときは、その使用を直ちに中止させ、返却を求めることができる。

(管理責任)

第10条 使用者は、借り受けた竹粉碎機を善良なる管理の下で使用するものとし、当該竹粉碎機を営利目的等、他の目的に使用し、又は第三者に転貸してはならない。

(返却)

第11条 竹粉碎機の使用を終了したときは、竹粉碎機の清掃及び点検を行い、燃料を満タンに補充後、市が指定した保管場所へ返却するものとする。また、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 松阪市竹粉碎機使用実績報告書(様式第2号)

(2) 写真(作業中)

(負担)

第12条 使用団体の責めに帰すべき事由により、竹粉碎機を棄損し、又は滅失したときは、それによって生じた修繕及び賠償の責任を負うとともにその費用を負担しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(事故責任)

第13条 竹粉碎機の使用によって事故等が生じたときは、松阪市竹粉碎機事故報告書(様式第3号)を市長に提出するとともに、使用者の責任において誠実に対応しなければならない。

(免責)

第14条 竹粉碎機の故障により、貸出対象団体及び使用団体が竹粉碎機を使用できないことに関連して生じる損害については、市は、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、竹粉碎機の貸出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月12日から施行する。

別表(第2条及び第11条関係)

種別	保管場所
竹粉碎機	松阪市総合運動公園倉庫
アルミブリッジ	松阪市総合運動公園倉庫